



熊本県公報

号外 第 5 1 号

平成 20 年 12 月 24 日 (水)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 登 載 依 頼
- 政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程…………… (選挙管理委員会) 1
 - 政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付
請求規程…………… (") 2
 - 政治資金規正法及び政党助成法に基づく収支報告書等の閲覧
規程を廃止する規程…………… (") 7

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示 1 2 0 号

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程を次のように定める。

平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）第 3 2 条第 5 項の規定に基づき、支部報告書、支部総括文書又は監査意見書（以下「支部報告書等」という。）のうち、熊本県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）において受理したものの閲覧請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求及び閲覧の場所)

第 2 条 請求及び閲覧の場所は、次のとおりとする。

所 在 地	場 所
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号	熊本県庁総務部市町村総室

(請求の時間)

第 3 条 支部報告書等の閲覧請求は、執務時間中にしなければならない。

(手数料)

第 4 条 閲覧手数料は、無料とする。

(請求書)

第 5 条 支部報告書等の閲覧をしようとする者は、次の事項を記載した請求書（別記様式）を委員会に提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名等

(2) 閲覧請求に係る政治団体の名称並びに支部報告書等に係る収入及び支出がされた年

(持出禁止)

第 6 条 支部報告書等は、これを閲覧場所の外に持ち出してはならない。

(閲覧上の遵守事項)

第 7 条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 支部報告書等の閲覧は、所定の場所で執務時間中に行うこと

(2) 支部報告書等は、丁重に取扱い、汚損、破損又は加筆等しないこと

(3) 他人に迷惑を及ぼさないこと

(4) その他係員の指示する事項

2 前項の規定に違反する者又はそのおそれがある者の閲覧は、これを停止し、又は禁止することができる。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。

別記様式

請求書

年 月 日

熊本県選挙管理委員会 様

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所及び電話番号：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)
〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号)

政党助成法第 3 2 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり支部報告書等の閲覧を請求します。

記

[illegible]

備考	受 付 年 月 日	年	月	日
----	-----------	---	---	---

熊本県選挙管理委員会告示 121号

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程を次のように定める。

平成 20 年 12 月 24 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、収支報告書、監査意見書又は政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）のうち、熊本県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）において受理したものの閲覧及び写しの交付請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求及び閲覧の場所)

第 2 条 請求及び閲覧の場所は、次のとおりとする。

所 在 地	場 所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号	熊本県庁総務部市町村総室

(請求の時間)

第 3 条 収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求は、執務時間内にしなければならない。

(手数料)

第 4 条 閲覧手数料は、無料とする。写しの交付請求手数料については、熊本県手数料条例に定める額を納付しなければならない。

(閲覧)

第 5 条 収支報告書等の閲覧をしようとする者は、次の事項を記載した請求書（別記様式第 1 号）を委員会に提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名等

(2) 閲覧請求に係る政治団体の名称並びに収支報告書等に係る収入及び支出がされた年

2 収支報告書等は、これを閲覧場所の外に持ち出してはならない。

3 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 収支報告書等の閲覧は、所定の場所で執務時間中に行うこと

(2) 収支報告書等は、丁重に取扱い、汚損、破損又は加筆等しないこと

(3) 他人に迷惑を及ぼさないこと

(4) その他係員の指示する事項

4 前項の規定に違反する者又はそのおそれがある者の閲覧は、これを停止し、又は禁止することができる。

(写しの交付請求及び交付)

第 6 条 収支報告書等の写しの交付を請求しようとする者は、次の事項を記載した請求書（別記様式第 1 号）を委員会に提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名等

(2) 写しの交付請求に係る政治団体の名称並びに収支報告書等に係る収入及び支出がされた年

(3) 求める写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該複数の実施の方法）

(4) 写しの送付の方法による収支報告書等の写しの交付の請求を求める場合にあつては、その旨

2 委員会は、請求書に形式上の不備があると認められるときは、請求者に対して、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

3 委員会は、写しの交付請求を受けたときは、請求書が到達した日から 15 日以内に、当該請求に係る収支報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、請求書が到達した日から起算して 45 日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、委員会は、請求者に対し、速やかに、期限延長通知書（別記第 2 号様式）により通知しなければならない。

5 写しの交付請求に係る収支報告書等が著しく大量であるため、請求書が到達した日から起算して 45 日以内に、そのすべてについて交付することにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、委員会は、写しの交付請求に係る収支報告書等のうち相当の部分につき当該期間内に交付をし、残りの収支報告書等については相当の期間内に交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、請求者に対し、期限特例延長通知書（別記第 3 号様式）により通知しなければならない。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号

請求書

年 月 日

熊本県選挙管理委員会 様

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所及び電話番号：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)
〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号)

政治資金規正法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。
記

収支報告書等の件名	別紙のとおり
求める請求方法等 (希望する方法を○ で囲んでください。)	1 閲覧 2 写しの交付 (写しの送付 希望する・希望しない)
求める写しの交付の 実施方法 (写しの交付を希望 される場合は、希望 する実施方法を○で 囲んでください。)	1 複写機により白黒で複写したものの交付を希望する。 (用紙 1 枚につき 10 円) 2 スキャナにより電子化し F D に複写したものの交付を希望する。 (F D 1 枚につき 50 円に、文書 1 枚ごとに 10 円を加えた額) 3 スキャナにより電子化し C D - R に複写したものの交付を希望する。 (C D - R 1 枚につき 100 円に、文書 1 枚ごとに 10 円を加えた額) 4 政治団体ごとに異なる交付の実施方法を希望する。

備考	受付年月日 年 月 日
----	-------------

(注) 写しの交付を請求される場合で、写しの送付を希望される場合には、別途送付に要する費用を納付していただきます。

様式第 1 号・別紙

年	政治団体の名称	実施方法※

※実施方法欄については、「求める写しの交付の実施方法」で 4 を選択した場合に記入してください。

様式第 2 号

期限延長通知書

選第 号
年 月 日

様

熊本県選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付の収支報告書等の写しの交付請求については、下記のとおり政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程第 6 条第 4 項の規定に基づき、交付の期限を延長することとしましたので通知します。
記

収支報告書等の件名	
延長後の期間	
延長の理由	
連絡先	熊本県選挙管理委員会 (電話番号 096-333-2104)
備考	

様式第 3 号

期限特例延長通知書

選第 号
年 月 日

様

熊本県選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付の収支報告書等の写しの交付請求については、下記のとおり政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程第 6 条第 5 項の規定に基づき、請求があった日から起算して 6 0 日以内に収支報告書等の相当の部分については、相当の期間内に交付を行いますので、次のとおり通知します。

記

収支報告書等の件名	
収支報告書等の写しの交付を行う期限	
残りの収支報告書等の写しについて交付を行う期限	
6 0 日以内に収支報告書等の写しの写しの交付を行うことができない理由	
連絡先	熊本県選挙管理委員会 (電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 0 4)
備考	

熊本県選挙管理委員会告示 1 2 2 号

政治資金規正法及び政党助成法に基づく収支報告書等の閲覧規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治資金規正法及び政党助成法に基づく収支報告書等の閲覧規程を廃止する規程
政治資金規正法及び政党助成法に基づく収支報告書等の閲覧規程（昭和 5 1 年熊本県選挙管理委員会告示第 7 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。